紀北町放課後児童クラブ運営団体公募要領(令和８年度)

【公募の趣旨】

放課後児童クラブ事業は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、小学生の子どもをもつ保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的としています。

紀北町では、平成 22 年度より海山地区、紀伊長島地区にそれぞれ1ヶ所設置し、放課後児童クラブ運営団体により事業を実施してまいりました。

運営団体の期間満了により今回、改めて放課後児童健全育成事業者を選定いたします。

つきましては、放課後児童等の健全育成のために、安全で質の高いサービスを提供できる運営団体を次のとおり公募します。

記

１　運営場所

運営場所は次のとおりとし、運営団体に無償貸与します。ただし、運営場所の光熱水費等の維持経費については別に定めるものとします。

（１）紀伊長島地区（最大２クラス）

西小学校内　　１階　普通教室

西小学校内　　２階　普通教室×２

（２）海山地区（最大２クラス）

紀北教育会館　１階　旧児童図書室、旧研修室１、旧学習コーナー

相賀小学校　　２階　体育館内

２　運営に係る要件

（１）紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金交付要綱に定める利用対象児童を 10 人以上受入れることを前提とする。

（２）障がい児の受入れを実施し、指導員を配置すること。

（３）利用児童の移送を行い、児童クラブ利用の利便性を図ること。

※業務内容に係る詳細については別添「紀北町放課後児童クラブ運営基準書」による。

３　補助金の交付

①、②の補助金を、予算の範囲内において、会計年度毎に支払うものとする。

①紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金

紀北町において実施する事業は、こ成環第２６７号（令和８年４月８日通知）「放課後健全育成事業について」の「放課後健全育成事業実施要綱」にある（１）～（１４）の事業のうち、以下のとおりとし、詳細については別添「紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金交付要綱」及び「放課後児童健全育成事業実施要

綱」を参照すること。
（１）放課後児童健全育成事業
（２）放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業・放課後児童クラブ障害児受入促進事業）
※施設に備え付けるものに限る。町と協議のうえ、実施する。
（３）放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）
（５）放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）
（７）障害児受入強化推進事業
（８）小規模放課後児童クラブ支援事業
（９）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業
（１事業者につき１名分）
（10）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業
（12）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
（13）放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）

②紀北町放課後児童クラブ利用料減免事業補助金
「紀北町放課後児童クラブ利用料減免事業補助金交付要綱」により、事業者に交付する。

※「紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金交付要綱」、「紀北町放課後児童クラブ利用料減免事業補助金交付要綱」及び「放課後児童健全育成事業実施要綱」に改正があった場合は、事前に運営団体に連絡をする。

４　公募対象となる団体

町内に事務所（事業所）を有する社会福祉法人、ＮＰＯ法人等、その他児童の健全育成に熱意と理解を有する者等で構成された団体であって、次の各号全てに該当する団体とします。
（１）紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 24 号）の規定に基づき事業を行うこと。
（２）児童福祉法第 34 条の８第２項の規定による届出を町長に行っていること。
（３）代表者もしくは役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
（４）暴力団又はその構成員の統制の下にないこと。
（５）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。
（６）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
（７）地方税を滞納していないこと。
（８）児童福祉法等の法令違反の実績がないこと（定期監査等で指摘を受けたが軽微な場合、又は既に改善している場合は法令違反に当たらない)。
（９）前各号に掲げるほか、町長が不適当と認めるものでないこと。

５　提出書類及び提出部数

提出書類
①様式１　紀北町放課後児童クラブ運営団体応募申請書

②様式２　申立書
③様式３　放課後児童クラブの運営理念
④様式４　管理運営体制
⑤様式５　事業計画・収支計画書
⑥様式６　事業内容
⑦様式７　障害児への対応
⑧様式８　リスクマネジメント
⑨会社の履歴事項全部証明書　※最新のもの（写しでも可）
⑩事業所（または受任先）所在地のすべての税にかかる完納証明書
※申請日以前３ヶ月以内のもの（写しでも可）
⑪法人事業税、消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書
※申請日以前３ヶ月以内のもの（写しでも可）
⑫定款または団体規約等
⑬組織体制図
⑭直近の団体の財務状況がわかる書類（貸借対照表・損益計算書等）

提出部数（各正本１部、副本６部）

６　応募方法

（１）募集要領等の配布
①配布期間
令和８年１１月１７日（火）から令和８年１２月４日（金）まで
※土、日曜日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで
②配布場所
〒519-3292　紀北町東長島７６９番地１
紀北町役場　福祉保健課
TEL：０５９７-４６-３１２２
※なお、公募要領等は紀北町ホームページ
http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/　にも掲載します。

（２）応募書類の受付
①提出期限
令和８年１２月１８日（金）午後５時１５分まで
②提出先
〒519-3292　紀北町東長島７６９番地１
紀北町役場　福祉保健課
TEL：０５９７-４６-３１２２
③提出方法
提出先に、直接持参により提出してください。
④追加書類の提出
原則として応募期間以降の提出は認められません。
ただし、事前審査により書類の不備に対する追加書類を提出する場合で、必要と認められるときはこの限りではありません。

（３）申請書類の情報公開
提出書類は返却しません。提出された書類は必要に応じ複写します。提

出された書類は情報公開の請求により、紀北町情報公開条例に基づき開示することがあります。なお、開示に支障がある部分については、あらかじめ申し出ることとします。申し出がない場合は、開示の可否について委ねられたものとします。

７　説明会の開催

日時　令和８年１１月２６日(木)　午後２時～

場所　紀北町役場　本庁　２階　２０１会議室

※内容は、募集要領の内容説明等です。

※説明会への参加希望団体は、令和８年１１月２５日（水）午後５時までに、この公募要領に添付してあります「紀北町放課後児童クラブ運営団体公募説明会参加申込書」に必要事項を記載し、紀北町役場福祉保健課へ直接持参又は、ＦＡＸにて申し込みをしてください。

※ＦＡＸの不着防止のため送信後に、紀北町役場福祉保健課へ確認の電話をお願いします。

８　質問の受付及び回答

（１）質問の受付

①受付期間

令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月４日（金）まで

※土・日曜日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

②提出方法

この公募要領に添付してあります質問票（別途様式）に記入のうえ、直接持参又はＦＡＸにて紀北町役場福祉保健課へ提出してください。

（２）質問の回答方法

回答方法　ＦＡＸ等により文書回答

（３）その他

①電話、口頭によるお問い合わせはご遠慮願います。

②質問の内容によっては、質問票の持参時にお答えする場合もあります。

③公平性の観点から、質問及び回答内容によっては、その情報を他の応募者に提供することがあります。

９　運営団体の審査・選定等

（１）審査方法

運営団体の選定は、町長が設置する「紀北町放課後児童クラブ運営団体選定会議（以下「選定会議」という。）」での審査結果に基づき町長が決定します。

（２）選定会議の審査

運営団体の審査については、審査基準に基づき、次の方法により総合的に行います。

①応募書類の審査

②選定会議による応募団体へのヒアリング

ヒアリング実施日　（令和９年１月中旬頃を予定しています。）

※ヒアリング実施日及び場所は後日通知いたします。

（３）審査基準

①地域や学校等と連携を図りながら、運営場所を活用した「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を、効果的かつ効率的に提供することができる団体であること。

②放課後児童クラブ事業の趣旨について理解し、放課後児童健全育成事業について適切な事業提案を行っている団体であること。

③放課後児童健全育成事業において、安定した運営が見込まれる団体であること。

（４）審査結果

審査結果については、応募者全員に通知します。

１０　募集要領の遵守

応募団体が、この要領の定めに反した場合は、運営団体として選定しないことがあります。

１１　問い合わせ先

〒519-3292　紀北町東長島７６９番地１
紀北町役場　福祉保健課　地域福祉係
TEL：０５９７－４６－３１２２
FAX：０５９７－４７－５９０３

（様式１）

令和　　年　　月　　日

紀北町長　尾　上　壽　一　様

申請者
所　在　地
団　体　名
代表者氏名　　㊞

紀北町放課後児童クラブ運営団体応募申請書

紀北町放課後児童クラブの運営団体として選定を受けたいので、紀北町放課後児童クラブ運営団体公募要領に規定する書類を添付して申請します。

申請する放課後児童クラブの場所		
団　体　名		
代表者	氏　名	
	住　所	〒
	電話番号	
担当者	氏　名	
	住　所	〒
	電話番号	

※１　この申請書は、申請する放課後児童クラブの**運営場所ごとに作成してください。**
※２　この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
・様式２　申立書
・様式３　放課後児童クラブの運営理念
・様式４　管理運営体制
・様式５　事業計画・収支計画書
・様式６　事業内容
・様式７　障害児への対応
・様式８　リスクマネジメント
・会社の履歴事項全部証明書　※最新のもの（写しでも可）
・事業所（または受任先）所在地のすべての税にかかる完納証明書
　※申請日以前３ヶ月以内のもの（写しでも可）
・法人税及び消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書
　※申請日以前３ヶ月以内のもの（写しでも可）
・定款または団体規約等
・組織体制図
・直近の決算状況がわかる書類（貸借対照表・損益計算書等）

（様式２）

申　　立　　書

令和　　年　　月　　日

紀北町長　尾　上　壽　一　様

申請者
所　在　地
団　体　名
代表者氏名　　㊞

紀北町放課後児童クラブの運営団体として選定を受けたいので申請を行うにあたり、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

記

(1)代表者もしくは役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

(2)暴力団又はその構成員の統制の下にないこと。

(3)地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(4)宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(5)児童福祉法等の法令違反の実績がないこと(定期監査等で指摘を受けたが軽微な場合、又は既に改善している場合は法令違反に当たらない)。

（様式３）

放課後児童クラブの運営理念

１　類似事業の実績

２　放課後児童クラブ基本理念、方針、目標（目指すべき放課後児童クラブ像）

３　当該放課後児童クラブ運営を希望した理由

４　運営方針における特色（セールスポイント）

（様式４）

管理運営体制

１　配置予定職員

職　種	雇用の形　態	条例第10条第3項の区分	認定研修の修了年月日及び修了証番号	職務の内容	主な経歴

※１　職種は、「支援員（候補）」「補助員」等を記入。
※２　雇用の形態は、「常勤」「パート等」を記入。
※３　資格の有無は、紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１０条第３項に規定する資格の該当号番号を記入。
所持資格がない場合は「無」と記入。
※４　認定研修の修了年月は三重県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の修了年月日及び修了証番号を記入。
※５　職務の内容は「放課後児童の健全育成の支援」「放課後児童支援員の補助」「障害児への支援」「事業にかかる事務処理」等を記入。
※６　主な経歴は「●年から放課後児童の健全育成の支援に携わる」「●年から●年間小学校で介助員として従事」等を記入。

２　人材の安定的な確保のための取組みについて

３　研修計画等（職員への指導体制、研修計画の具体的提案）

４　職員勤務体制について（任意様式を別添してください。）
月から金曜日保育及び土曜日・学校休業日保育における支援員等の配置人数、勤務時間帯、シフト表等について具体的に表示してください。

（様式５）

事業計画

１　年間計画

	主な計画	備　考
４月		
５月		
６月		
７月		
８月		
９月		
10 月		
11 月		
12 月		
１月		
２月		
３月		

２　利用者負担金等

①利用料…月別の利用料

②実　費…教材費、おやつ代等

③保険料…傷害保険料

	①利用料	②実　費	③保険料
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
10 月			
11 月			
12 月			
１月			
２月			
３月			

3　平日のプログラム

4　土曜日のプログラム

5　学校休業日（祝日等）・長期休暇日のプログラム

紀北町放課後児童クラブ対策事業収支計画書（クラス単位）

歳入　　（単位：円）

項目	予算額	内訳（積算）
利用者負担金		
町補助金		
雑入		
合計		

歳出　　（単位：円）

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
人件費			
消耗品費			
燃料費			
光熱水費			
通信運搬費			
施設使用料			
保険料			
修繕料			
備品購入費			
合計			

※１支援単位で積算
　児童人数 25 人、年間 290 日開所を想定

収支計画事業別明細（クラス単位）

（１）放課後児童健全育成事業（児童人数 25 人、年間 290 日開所を想定）

実施時間	平　日	：　～　：	長期休業日等	：　～　：
	土曜日	：　～　：	年間実施日数	290　日

歳入　（単位：円）

項目	予算額	内訳（積算）
利用者負担金		
町補助金		
雑入		
合計		

歳出　（単位：円）

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
人件費			
消耗品費			
燃料費			
光熱水費			
通信運搬費			
施設使用料			
保険料			
修繕料			
備品購入費			
合計			

（２）放課後子ども環境整備事業

放課後児童クラブ環境改善事業　（単位：円）

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
備品購入費等			
合計			

放課後児童クラブ障害児受入促進事業　（単位：円）

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
備品購入費等			
合計			

（３）放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）　（単位：円）

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
人件費			
合計			

（５）放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）
（単位：円）

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
燃料費			
合計			

（７）障害児受入強化推進事業（対象児童３人）　（単位：円）

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
人件費			
合計			

（９）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
人件費			
合計			

（10）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
人件費			
合計			

（12）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
人件費			
合計			

（13）放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）

項目	予算額	補助金充当額	内訳（積算）
人件費			
合計			

※1　給与規定等に基づき、職員配置、勤務時間から積算し、内訳（積算）欄に算定式等を記載してください。
※2　算定の根拠となる給与規定等を添付してください
※3　補助金額上限は令和８年度子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付基準額となります。
※4　（１）以外の事業の積算額が各交付基準額を上回る場合は（1）の放課後健全育成事業で支出することとします。

（様式６）

事業内容

１　プログラム策定にあたっての考え方について
（特色あるプログラム等の案があればそれについても記載）

２　保護者や児童からの意見・要望の把握と反映方法について

３　学校・行政機関との連携・協力について

４　地域団体との連携・交流に対する考え方

５　地域人材・ボランティアの活用に対する考え方

6　保護者との関わり及び保護者への支援について

（様式７）

障害児への対応

１　受入れに関する考え方

２　障害児に対応する上で重視（配慮）すべき主な事項について

３　学校・保護者との情報共有・連携について

４　支援員等の配置、研修の実施について

（様式８）

リスクマネジメント

１　事故の防止及び事故発生時の対応策

２　児童の健康管理及び衛生管理（施設・設備を含む。）に関する取組み

３　防犯・防災への備えと対応

４　個人情報流出防止及び守秘義務に対する取組み

５　苦情解決及び苦情処理の体制について

6　暴風等の警報発令時の対応

①小学校が警報等により児童を下校させる場合

②児童が放課後児童クラブにいる時に警報等が発令された場合

③学校が休みの日（土曜日・長期休暇等）に警報等が発令された場合

7　緊急時の学校・保護者・行政機関との連絡手段の構築について

（別途様式）

提出期限：１２月４日(金)
紀北町役場　福祉保健課　地域福祉係　あて
ＦＡＸ：０５９７-４７-５９０３

質　　問　　票

令和　　年　　月　　日

団体の名称	
所　在　地	
連　絡　先 部署・担当者	
	電　話 ＦＡＸ
質問番号	質問事項・内容
1	タイトル：
2	タイトル：

※　質問内容は要点を簡潔に記載すること。
※　持参またはＦＡＸにて提出してください。
※　ＦＡＸの不着防止のため**送信後に、紀北町役場　福祉保健課へ確認の電話をお願いします。**（TEL：０５９７-４６－３１２２）

紀北町放課後児童クラブ運営団体公募説明会参加申込書

令和　　年　　月　　日

紀北町役場　福祉保健課　地域福祉係　あて
ＦＡＸ：０５９７-４７-５９０３

団体の名称	
団体の所在地	
代　表　者	ふりがな
担　当　者	ふりがな
電　話　番　号	
ＦＡＸ番号	
説明会参加者 氏名（2名まで）	

※参加希望団体は、**令和８年１１月２５日（水）午後５時までに**、この参加申込書を紀北町役場福祉保健課へ持参またはＦＡＸにて送付し申し込みをしてください。

※ＦＡＸの不着防止のため**送信後に、紀北町役場　福祉保健課へ確認の電話をお願いします。**（TEL：０５９７-４６－３１２２）